

消費者は事業者に比べて情報量や交渉力に差があるため、商品やサービスを選ぶときや契約の際にトラブルになってしまうことがあります。

消費生活センターは消費者が適正に商品を選ぶことができ、被害に遭ったときは救済されるよう、消費者を支援する仕事をしています。

相談の受付・対応(助言・あっせん・紹介)

消費生活センターには、架空請求やインターネット関連のトラブル、投資関連の相談、借金返済に関する悩みなどが寄せられています。対応には消費生活の専門資格を持つ相談員が応じています。

皆さんの悩みごとの解決に迅速に対応できるよう、毎日2人の相談員が勤務しています。相談は面談か電話で受け付け、相談内容から解決に向けた方法を検討し、助言や事業者との交渉を行っています。弁護士など、さまざまな専門機関を紹介することもできます。

相談は無料で秘密は守られます

人に自分の悩みを相談することは、誰でも勇気がいることです。相談員は相談者の立場に立ってじっくり話を聞きますので、安心して相談してください。個人情報外部に漏れることはありません。費用は無料で何度でも相談できます。



出前講座の開催やトラブル事例の情報提供

相談員や職員が地域へ出向いて、最新の相談事例やトラブルを防ぐポイントを紹介しています。リーフレットを配布するなど、消費者問題の情報を提供しています。

消費生活センターを利用してください

さまざまな啓発リーフレットを用意しています。「消費者問題の最新情報が知りたい」「出前講座を頼みたい」というときは問い合わせてください。

場所／旭市消費生活センター（青年の家1階）

相談時間／午前9時～午後4時 ※土・日曜日、祝日、年末年始を除く。

☎旭市消費生活センター(☎63-7272)・相談直通電話(☎62-8019)